

練馬区立の学童クラブに
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆様

練馬区教育委員会教育長
河 口 浩
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた利用自粛要請を踏まえた
従業員の勤務に関する配慮について(要請)

日頃より、練馬区の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、真にありがとうございます。5月4日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の延長が発令されました。区では、保護者の皆様に、原則として登室を控え、家庭で保育していただくよう強く要請しております。

保護者の勤務先事業者の皆様におかれましては、従業員の休暇取得に際して、特段のご配慮をお願い致します。

「区が臨時休業をしない限り、勤務先が仕事を休ませてくれない」といった切実なご相談が現在、数多く区に寄せられています。区は、社会機能の停止や混乱を避けるため、全施設を一律に臨時休業とはせず、感染拡大防止対策を講じ、強く自粛要請をした上で開室しています。

こうした状況下で、医療従事者を始め就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等への保育の提供を維持するには、真に保育を必要とする方以外は、利用を自粛し、利用者数を減らすことが不可欠です。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、練馬区からの自粛要請の趣旨および、爆発的な感染者の増加および医療提供体制の崩壊を防止するという、政府の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、臨時休業の場合と変わらぬ取扱いをしていただけるよう、何卒ご協力をお願いするものであります。

記

【練馬区立学童クラブの利用自粛を要請した期間】

- 令和 2 年 3 月 2 日 区立小中学校の休校が決定
- 令和 2 年 4 月 3 日 学童クラブの利用自粛を要請(5月6日まで)
- 令和 2 年 4 月 20 日 学童クラブの利用自粛の要請を延長(5月31日まで)
- 令和 2 年 5 月 6 日 区立小中学校の休校の延長が決定(5月31日まで)
- 令和 2 年 5 月 7 日 学童クラブ延長保育を原則休止(区内小学校の再開に至るまで)